

議員提出第5号議案

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 東京都台東区議会議員

鈴木 昇 伊藤 延子
秋間 洋

東京都台東区議会議長 石塚 猛 殿

(提案理由)

この案は、区民館の施設に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例（令和８年３
月台東区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項の改正規定を削る。

別表２（２）の部の改正規定を次のように改める。

別表２（２）の部備考を次のように改める。

備考

- １ トレーニング室の使用時間は、午前９時から午後９
時までとする。
- ２ トレーニング室を使用する場合は、午後８時までに
入館した者に限る。

別表２（４）の部の改正規定を次のように改める。

別表２（４）の部備考を次のように改める。

備考

- １ トレーニング室の使用時間は、午前９時から午後９
時までとする。
- ２ トレーニング室を使用する場合は、午後８時までに
入館した者に限る。

別表２（５）の部の改正規定を次のように改める。

別表２（５）の部備考を次のように改める。

備考

- １ トレーニング室の使用時間は、午前９時から午後９
時までとする。

- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後８時までに
入館した者に限る。

別表２（７）の部の改正規定を次のように改める。

別表２（７）の部備考を次のように改める。

備考

- 1 トレーニング室の使用時間は、午前９時から午後９
時までとする。
- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後８時までに
入館した者に限る。

別表２（９）の部の改正規定を次のように改める。

別表２（９）の部備考を次のように改める。

備考

- 1 トレーニング室の使用時間は、午前９時から午後９
時までとする。
- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後８時までに
入館した者に限る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。